

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る

事業者認定実施要領

宮崎県木材協同組合連合会
平成24年12月1日作成
平成24年12月1日公表

第一 目的

本実施要領は、宮崎県木材協同組合連合会（以下「当団体」という）が平成24年12月1日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく事業者の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。
- 2 本実施要領にもとづく認定は当団体の会員を対象とし、会員外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（以下「事業者認定申請書」という。）を、当団体へ提出しなければならない。別に定める認定手数料については「認定書」到着後、22,000円を支払うものとする。
- 2 前項の認定手数料は認定されなかった場合返納される。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「事業者認定申請書」の内容について、本実施要領第五に掲げる「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る認定要件」及び林野庁が示したガイドラインの趣旨に基づき、厳正に書類審査（必要がある場合は現地調査等を含む。）を実施し、認定の可否を決定したうえで申請者にその結果を通知する。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ①間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(別紙1 分別管理及び書類管理方針書を参照のこと。)

(帳票管理)

- ③間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類(証明書を含む)を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交

付及び公表

- 1 当団体は、認定を受けた事業者に対して、「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から2年とする。
- 3 認定書を交付後、認定書記載事項に変更が生じた場合には、別記2で定める「事業者認定書記載事項変更届」を届け出るものとする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記3で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、当団体へ報告する。
- 2 当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当団体は、必要に応じて、認定事業者による間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

第十一 認定事業者の更新

- 1 認定事業者は、認定を受けた日から3カ年を経過しようとする場合は、認定期間が終了する30日前に、別記4で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定更新申請書」（以下「事業者認定更新申請書」という）と併せて認定更新手数料22,000円とともに、当団体へ提出しなければならない。

附則

- 1 この実施要領は、平成24年12月1日から施行する。